

本手法の検討の背景、位置付け等に係る主な動向

特に議論に関連すると考えられる箇所に下線を引いている

1. 平成 21 年 12 月 今後の水環境保全の在り方について（中間とりまとめ）

- ・平成 21 年 9 月に設置された学識者、自治体関係者、産業界等で構成される「今後の水環境保全に関する検討会」の中間とりまとめ
- ・「5. 水環境保全のための今後の取組」として、以下の記述あり

(4) 新たな排水管理手法の導入

これまで、水環境に由来する人の健康や生活環境に係る影響を低減するため、規制を行うべき項目を個別に特定し、特定施設及び特定事業場の指定と排水規制の実施による水処理の管理を行ってきた。工場・事業場を対象とした排水規制は、水質汚濁の原因となっている物質が科学的知見に基づいて明らかになった場合に逐次対象の拡大を行っており、現在では、水濁法の排水規制が行われている項目は有害物質で 27 項目、その他の項目で 15 項目となっている。水濁法の排水規制は、排水基準を遵守するために汚水等の処理を義務づけることで水環境の保全を図る制度であり、現在に至るまで有効に機能してきたところである。

一方で、我々の暮らしの中で使用されている化学物質等の種類は年々増加しているが、毒性情報について未知の部分が多く、排水規制の対象とするに至らない物質についても、複数の化学物質が共存していることによる生態系への影響など水環境中での支障を生じているおそれは否定できない。

従来から、生物応答(バイオアッセイ)を利用した水質モニタリングについて検討されてきたが、水環境への影響や毒性の有無を総合的に把握・評価し、必要な対策を講じる方法として、生物応答を利用した排水管理手法(Whole Effluent Toxicity: WET手法)などの有効性について検討すべきである。

また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく PRT 情報が整備されつつあり、このような情報の積極的な活用を図ることも重要である。

(11) 統合的な環境管理の検討

近年、環境問題が多岐にわたり多様化・複雑化する中で、環境保全に関する取組は環境媒体及び分野ごとに着実に進められているが、それらの取組を総合的に進めたり、評価するといった視点は必ずしも十分ではない。

環境保全に関する取組が、水質保全から、生物多様性の確保、資源循環、地球温暖化など広範多岐にわたる中で、企業の強みも活用しつつ、各分野の取組を統合的・効率的に進めることで、環境への負荷を最小化することが望ましい。このような多岐にわたる環境分野の取組を環境全体として総合的に評価し、それを可視化することで、各種環境規制と相まって、各主体の自主的な管理による環境負荷低減等の方策を検討すべきである。この際に、BAT(利用可能な最善な技術)やポリシーミックス(複数の政策手段の活用)の導入についても併せて検討する必要がある。これらの環境政策全般に関わる課題については、他の分野とも協力しつつ今後検討していくことが望まれる。

(参考)平成 22 年 1 月 今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について(答申)(中央環境審議会)

- ・平成 22 年 5 月の水質汚濁防止法等の改正につながる答申がなされたもの

(参考)平成 22 年 5 月 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の成立・公布

- ・この前数年に、一部の事業者において、水質汚濁防止法の排水基準の超過があった場合に、排水の測定結果を改ざんする等の不適正事案が発生しており、また、公共用水域において発見される水質事故の件数が増加傾向にあったことを踏まえ、水質汚濁防止法においては以下の改正を実施
 - 排水等汚濁の測定結果の改ざん等に対する罰則の創設
 - 事故時の措置の対象の追加(「指定物質」等の創設)
 - 事業者の責務規定の創設
- ・改正法の全面施行は平成 23 年 4 月

(参考)平成 22 年 8 月 環境大臣から中央環境審議会への「水生生物保全に係る水質環境基準の項目追加等について(諮問)」

2.平成 23 年 3 月 今後の水環境保全の在り方について(取りまとめ)

- ・平成 21 年 9 月に設置され、同年 12 月に中間とりまとめを行った学識者、自治体関係者、産業界等で構成される「今後の水環境保全に関する検討会」の最終取りまとめ
- ・「5.水環境保全のための今後の取組」として、以下の記述あり(注:中間とりまとめの段階から、「生物応答を利用した排水管理手法」に関して、「現行の排水規制を補完する手法」との記述が追加)

5-2 新たな施策の枠組みをつくる取組

(2)排水規制の在り方

現在の水濁法は、特定施設を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から公共用水域へ排出される排水に対して、国で生活環境項目及び有害物質のそれぞれごとに全国一律で一定の濃度(以下「一律排水基準」という。)で規定し、特定事業場から排出される水に対して規制を実施するとともに、都道府県において必要に応じ上乘せ基準を設定することより各流域の実情に即した排水規制を実施してきている。また、一律排水基準に対応することが困難と認められる業種に係る特定事業場に対しては、経過措置として、一定期間に限って適用する暫定排水基準を設定しているところであり、排水処理技術の実態等を踏まえ、順次一律排水基準への移行を進めているところである。

これまでのこうした排水規制について、環境基準の達成状況等を整理し、未規制項目について、環境基準の設定状況等を踏まえ規制項目への追加検討を行う必要がある。

一方、社会全体の負担を考慮しながら水環境全体のリスクを低減させるという観点で、温泉排水等の地質由来成分への規制を含む排水規制等の在り方について検討を行う必要がある。また、我々の暮らしの中で使用されている化学物質等の種類は年々増加しているが、毒性情報について未知の部分が多く、排水規制の対象とするに至らない化学物質についても、複数の化学物質が共存してい

ることによる生態系への影響など水環境中での問題が生じているおそれは否定できないことから、水環境への影響や毒性の有無を総体的に把握・評価し、必要な対策を講じるため、現行の排水規制を補完する手法として、生物応答を利用した排水管理手法（Whole Effluent Toxicity：WET手法）などの有効性についても検討すべきである。

また、「連携の観点」から、関係省が連携して特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づくPRT R情報が整備されつつあり、このような情報の積極的な活用を図るとともに、他法令による規制を含めた効果的な規制の在り方を検討することも重要である。

5 - 4 水環境保全を推進する基盤づくり

(5) 統合的な環境管理の検討

近年、環境問題が多岐にわたり多様化・複雑化する中で、環境保全に関する取組は環境媒体及び分野ごとに着実に進められているが、それらの取組を総合的に進め、評価するといった視点は必ずしも十分ではない。

環境保全に関する取組が、水質保全から、生物多様性の確保、資源循環、地球温暖化など広範多岐にわたる中で、企業の強みも活用しつつ、各分野の取組を統合的・効率的に進めることで、環境への負荷を最小化することが望ましい。このような多岐にわたる環境分野の取組を環境全体として総合的に評価し、それを可視化することで、各種環境規制と相まって、各主体の自主的な管理による環境負荷低減等の方策を検討すべきである。この際に、BAT（利用可能な最善な技術）やポリシーミックス（複数の政策手段の活用）の導入についてもあわせて検討する必要がある。これらの環境政策全般に関わる課題については、「連携の観点」を意識して、他の分野とも協力しつつ今後検討していくことが望まれる。

・なお、本取りまとめ末尾の「6. おわりに」では、以下のとおり本取りまとめの第四次環境基本計画への反映等を期待する旨の記述あり（注：「中間とりまとめ」の段階から記述が追加）

6. おわりに

我が国の水環境の保全に関して、水環境を巡る様々な課題を踏まえて、これからの目指すべき方向、望ましい水環境像や保全の目標、そして今後の取組などについて議論し、最終取りまとめを行った。

今後の取組の取りまとめにおいては、これまでの検討を踏まえて速やかに行うべきこと、施策の方向性にしたがって検討を進めて具体的な成果を出していくべきこと、これからの時代に向けて展開を図っていくべきことを明記しており、早急かつ着実な進展を期待している。

取組に当たっては、近年の国民ニーズの多様化や社会情勢の変化等を踏まえて適切に進めていく必要がある、是非とも考慮すべき事柄として、4つの観点を提案した。今後の水環境行政の展開に当たっては、「地域の観点」、「グローバルの観点」、「生物多様性の観点」、「連携の観点」を常に意識しながら進めていくことが必要であると考えている。4つの観点はこの取りまとめにできるだけ反映するよう努めたが、各地域や各分野での施策の実行段階においても十分考慮されることが重要である。4つの観点を踏まえることで、地球温暖化、低炭素社会、少子高齢化社会など、近く到来するで

あろう将来を見据えた施策が効果的に推進されることが望まれる。

また、これまでの旧水質二法に始まる公害防止対策に重きを置いた水環境行政により、かつての激甚な水質汚濁が大幅に改善されるなど、大きな成果を上げてきたところであるが、将来を見据えたとき、これまで経験したことのない、人口減少や少子高齢化社会の到来を控え、これまでと同様の制度や仕組みを継続していくことで、持続的な取組が可能かどうかを含めた再点検を行い、よりよい仕組みを構築していくことについても、検討を行う時期に来ていると考える。

最後に、本検討会における最終的な取りまとめについては、第四次環境基本計画への反映も含め、基本的には、環境省がリーダーシップを発揮して関係省庁や地方公共団体と十分に連携を図りながら進めていくことが必要である。それらの取組により、政府全体の水環境行政を進展させ、我が国全体としてより良い水環境を創生させていくことで、世界に誇れる水環境の実現に大きな一歩を踏み出すことになると確信している。

(参考)平成 23 年 6 月 水質汚濁防止法の一部を改正する法律の成立・公布
・有害物質の地下水汚染の未然防止に係る規制強化(平成 24 年 6 月施行)

3.平成 24 年 4 月 第四次環境基本計画(閣議決定)(抄)

第 2 部 今後の環境政策の具体的な展開

第 1 章 重点分野ごとの環境政策の展開

第 7 節 水環境保全に関する取組

3. 施策の基本的方向

(1) 基本的方向性

施策を進めるに当たっての考え方

近年の国民のニーズの多様化や社会情勢の変化を踏まえると、環境保全上健全な水循環の確保を含め、より望ましいかたちで、水環境の改善・保全を進めていく取組が求められており、水環境保全に関する施策を展開する上で共通の考え方として、以下の考え方を念頭に置く必要がある。

C. 生物多様性の保全

近年、生物多様性の重要性がより認識されつつあることから、水環境保全の取組を進めるに当たって、生物多様性の保全を十分視野に入れておく必要がある。とりわけ、様々な生態系サービスの恩恵を持続的に享受していくためにも、生物の生育・生息地(ハビタット)の連続性の確保や生物多様性への影響をできるだけ小さくするような方策や生物多様性を意識した評価手法の活用などが必要である。

(3) 重点的取組事項

(2)における役割を果たすため、国と地方公共団体等は連携を図りつつ、以下のことに取り組む。

我が国における水環境の保全

A. 流域に共通する施策

より一層の生物多様性の確保を図るため、水辺地を含む流域の生態系を視野に入れた水辺地の保全・再生に取り組み、多様な水生生物の種や個体群などの保全を図る。また、底層における水生生物の生息、水生植物の生育への影響、新たな衛生微生物指標などに着目した環境基準等の目標について調査検討を行い、指標の充実を図る。さらに、多種多様な化学物質による水環境への影響を低減するため、生物を用いてこれらの水環境への影響を把握する排水管理手法の検討を行う。

(参考)平成24年4月 「環境報告ガイドライン(2012年版)」の公表

- ・環境省が作成したガイドラインで、事業者が環境を利用するものとしての社会に対する説明責任を果たし、かつ環境報告が有用となるための指針
- ・本手法に関連する記述(抄)として以下あり

第二部 環境報告の記載事項

第6章 「事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況」を表す情報・指標

3. 生産物・環境負荷の出排等の状況

(3) 総排水量及びその低減対策

総排水量、排水先ごとの排水量と排水規制項目の濃度、水質汚濁負荷量及びその低減対策に関する方針や取組状況等を記載します。

また、取水や排水による地域や河川等への影響や環境配慮の取組についても、記載します。

記載する情報・指標

ア. 排水量の低減対策及び汚濁負荷量の低減対策に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等

イ. 総量による数値情報

- ・総排水量(m³)
- ・排水規制項目の排出濃度並びに水質汚濁負荷量

ウ. 数値情報に関する補足情報(記載事項については共通事項(略)を参照)

重要性がある場合に記載する情報・指標

- 総排水量の原単位
- 排出先別排水量の内訳(m³)
 - 河川、湖沼、海域、下水道等
- 総排水量の内訳(業種や事業特性に応じたもの)
- 個別事業所毎の排水量内訳
- 海や河川湖沼等の水利用(主に熱交換として)における温排水・冷排水の利用量、平均温度差、及び排熱量
- 他の記載事項は共通事項(略)を参照

解説

水は、生命の根源であり、地球にはおよそ 14 億 km³の水が存在するといわれていますが、ほとんどが海水で、淡水は 2.5%にすぎず、しかもその大部分が南極や北極の氷として存在しており、河川や湖沼に存在する淡水の量は地球上の水のわずか 0.01%しかありません。健全な水循環の確保及び水質の維持のために、水利用に伴う環境への負荷を管理することが必要です。

水質の汚濁については、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上でそれぞれ維持することが望ましい基準として、環境基準が設定されています。環境基準の達成や、水質汚染の未然防止を目的として、水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場からの排水について、健康項目 27 項目、生活環境項目 15 項目の排水基準が定められています。

工場や事業場からの排水に含まれる化学物質の毒性の有無を総体的に評価し、生物への影響を把握する手法として、「生物応答（バイオアッセイ）を用いた排水管理手法」が有効とされています。また、水の使用・排出に伴う河川及び流域への負担（ストレス）についても、国際的にその測定方法が検討されています。このような新たな測定方法に関して、その結果が合理的であると判断される場合には、その内容を開示することが望まれます。

さらに、取水や排水による地域や河川への影響や環境配慮の取組についても、記載することが望まれます。

(参考) 平成 24 年 9 月 生物多様性国家戦略 2012-2020 (閣議決定)(抜粋)

第 1 部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略

第 2 章 生物多様性の現状と課題

第 3 節 生物多様性の危機の構造

わが国の生物多様性の危機の構造は、その原因及び結果を分析すると、人間との関わりが原因となっているものとして、人間活動や開発による第 1 の危機、自然に対する働きかけの縮小による第 2 の危機、人間により持ち込まれたものによる第 3 の危機に整理することができます。このほか、地球温暖化をはじめとした地球環境の変化による生物多様性への影響は、人間活動が原因ともなっている一方で、直接的な原因者を特定するのが困難なこと、影響がグローバルな広がりを持つことに加え、人間活動による影響だけではない地球環境の変化との複合的な要因によるものであることから、上記の 3 つの危機とは別に第 4 の危機として整理します。これらの危機に対して、国内あるいは地球規模でさまざまな対策が講じられてきており、効果が見られているものもありますが、これらの危機は依然進行しています。

1 第 1 の危機 (開発など人間活動による危機)

第 1 の危機は、開発や乱獲など人が引き起こす負の影響要因による生物多様性への影響です。沿岸域の埋立などの開発や森林の他用途への転用などの土地利用の変化は多くの生物にとって生息・生育環境の破壊と悪化をもたらし、鑑賞用や商業的利用による個体の乱獲、盗掘、過剰な採取など直接的な生物の採取は個体数の減少をもたらしました。中でも、干潟や湿地などはその多くが開発によって失われました。また、河川の直線化・固定化やダム・堰などの整備、経済性や効率

性を優先した農地や水路の整備は、野生動植物の生息・生育環境を劣化させ、生物多様性に大きな影響を与えました。(後略)

このような第1の危機に対しては、対象の特性、重要性に応じて、人間活動に伴う影響を適切に回避、または低減するという対応が必要であり、原始的な自然が開発などによって失われないよう保全を強化するとともに、自然生態系を大きく改変するおそれのある行為についてはその行為が本当に必要なものか、災害防止など生活の安全確保や社会状況を考慮しつつ、十分検討することが重要です。さらに、既に消失、劣化した生態系については、科学的な知見に基づいてその再生を積極的に進めることが必要です。

2 第2の危機(自然に対する働きかけの縮小による危機)

第2の危機は、第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響です。里地里山の薪炭林や農用林などの里山林、採草地などの二次草原は、以前は経済活動に必要なものとして維持されてきました。こうした人の手が加えられた地域は、その環境に特有の多様な生物を育ててきました。また、氾濫原など自然の攪乱を受けてきた地域が減り、人の手が加えられた地域はその代わりとなる生息・生育地としての位置づけもあったと考えられます。しかし、産業構造や資源利用の変化と、人口減少や高齢化による活力の低下に伴い、里地里山では、自然に対する働きかけが縮小することによる危機が継続・拡大しています。(後略)

このような第2の危機に対しては、現在の社会経済状況のもとで、対象地域の自然的・社会的特性に応じた、より効果的な保全・管理手法の検討を行うとともに、地域住民以外の多様な主体の連携による保全活用の仕組みづくりを進めていく必要があります。

3 第3の危機(人間により持ち込まれたものによる危機)

第3の危機は、外来種や化学物質など人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる危機です。まず、外来種については、(略)。化学物質については、20世紀に入って急速に開発・普及が進み、現在、生態系が多くの化学物質に長期間ばく露されるという状況が生じています。化学物質の利用は人間生活に大きな利便性をもたらしてきた一方で、中には生物への有害性を有するとともに環境中に広く存在するものがあり、そのような化学物質の生態系への影響が指摘されています。化学物質による生態系への影響については多くのものがいまだ明らかではありませんが、私たちの気付かないうちに生態系に影響を与えているおそれがあります。(後略)

化学物質による生態系への影響については、例えば、殺虫剤として用いられた DDT による鳥類への影響や、船底塗料として用いられたトリブチルスズ化合物の一部による貝類への影響などの事例があり、これらの化学物質は生態系に大きな影響を与えることから現在では製造・使用が禁止されています。(中略)こうした農薬等の化学物質が生態系に影響を与える仕組みについては、多くのものがいまだ明らかになっていません。このため、野生生物の変化やその前兆をとらえる

努力を積極的に行うとともに、化学物質による生態系への影響について適切にリスク評価を行い、これを踏まえリスク管理を行うことが必要です。

4 第4の危機（地球環境の変化による危機）

第4の危機は、地球温暖化など地球環境の変化による生物多様性への影響です。地球温暖化のほか、強い台風の頻度が増すことや降水量の変化などの気候変動、海洋の一次生産の減少及び酸性化などの地球環境の変化は、生物多様性に深刻な影響を与える可能性があり、その影響は完全に避けることはできないと考えられています。さらに、地球環境の変化に伴う生物多様性の変化は、人間生活や社会経済へも大きな影響を及ぼすことが予測されています。（後略）

こうした第4の危機に対しては、地球環境の変化による生物多様性への影響の把握に努めるとともに、生物多様性の観点からも地球環境の変化の緩和と影響への適応策を検討していくことが必要です。

第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第2章 横断的・基盤的施策

【野生生物の保護と管理】

第3節 外来種等の生態系を攪乱する要因への対応

（基本的考え方）

化学物質や人工光などの非生物的要因も生態系に影響を与える可能性があります。化学物質による動植物への毒性や内分泌かく乱作用などを含め、生態系に対する影響の適切な調査・評価と管理を視野に入れた対策を進めることが重要です。

3 化学物質など非生物的要因

（具体的施策）

水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に応じて、その維持・達成のために排水規制などの必要な環境管理施策を適切に講じるとともに、公共用水域における水質環境基準の達成状況について常時監視を行います。（環境省）

（参考）平成24年8月 水生生物保全環境基準としてノニルフェノールが追加

（参考）平成25年3月 「生物応答を用いた排水試験法（検討案）」の公表

・排水に適用する場合の短期慢性毒性試験法案として当時の学識経験者等から構成される「排水（環境水）管理のバイオアッセイ技術検討分科会」がまとめたもの

（参考）平成25年3月 水生生物保全環境基準として直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）が追加

（参考）平成27年3～4月 水循環基本法の成立・公布

4.平成27年7月 水循環基本計画(閣議決定)(抄)

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

4 水の利用における健全な水循環の維持

(水環境)

健全な水循環が維持され、人間活動に必要な水資源を持続的な方法で利用していくとともに、良好な生物の生息環境を確保するためには、水量・水質の確保をはじめ、水環境が適切に管理・保全されなければならない。健全な水循環に及ぼす影響を回避又は可能な限り低減し、かつ効率的な水利用を可能とするためには、関係者の連携の下、水量の確保に併せて、規制等による汚染防止策が講じられるとともに、水環境に配慮した水の適正な利用、排水の適切な処理がなされることが重要である。

これまで、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的として、公共用水域及び地下水における水質の目標である環境基準を設定し、これを達成するための排水対策、地下水汚染対策などの取組を進めることにより、水質汚濁を着実に改善してきた。

一方で、湖沼や閉鎖性海域、地下水の水質改善、生物多様性、適正な物質循環の確保など、水環境には、依然として残された課題も存在していることから、引き続き水環境の保全・回復を進めていく必要がある。

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 水の適正かつ有効な利用の促進等

(5) 水環境

(環境基準・排水規制等)

多種多様な化学物質による水環境への影響を低減するため、生物を用いてこれらの水環境への影響を把握する排水管理手法の検討を行う。

人や水生生物にリスクを与える物質等について国内外の最新の科学知見を把握し、適切に管理するための取組を推進する。

5.平成27年11月 「生物応答を利用した排水管理手法の活用について」(生物応答を利用した水環境管理手法に関する検討会)(抄)

1.生物応答を利用した排水管理手法の活用の背景・意義

(2)生物応答を利用した排水管理手法の活用の意義

活用の意義

工場等からの排水には、現行の排水基準に適合していても多様な化学物質が含まれている場合があり、工場等から少量で排出される物質や工場内で非意図的に生成される物質による影響、あるいはそれらの相加的又は相乗的な影響を的確に把握するための対応が求められる。

すなわち、排水中の多様な化学物質による水生生物への影響については、現在環境基準や排水基準

が設定されている物質が限られている一方で、排水の排出先の水域への直接的な影響が懸念されることから、毒性自体や毒性のメカニズムが不明な化学物質についても対応が可能であり、かつ、化学物質の水環境への影響や毒性の有無を総体的に把握・評価する生物応答を利用した排水管理手法の活用によって、水生生物に影響を及ぼすおそれがある化学物質による環境汚染を効率的に防止することが期待される。

水生生物の生息・生育環境は水域の護岸や河床など物理的な構造といった要因の影響も受けており、本手法のみによって水生生態系の健全性が担保されるものではないが、排水を通じて公共用水域に排出される化学物質の水生生物への影響を評価・管理する一つの「ものさし」として利用を進めることが考えられる。

このように、各工場等における予防的措置の観点から、生物応答を利用した排水管理手法の活用を図ることが有意義であると考えられる。

3．生物応答を利用した排水管理の在り方

(1) 排水管理における位置付け

生物応答を用いた排水管理手法は、化学物質の水環境への影響や毒性の有無を総体的に把握・評価することが可能であり、また、毒性自体や毒性のメカニズムが不明な化学物質についても対応が可能であるため、工場等から排出される多様な化学物質が水環境に及ぼす影響を予防する観点から、事業者が生物応答試験を排水管理に適用する意義は大きい。

一方、生物応答試験は、現行の有害性が確認された個別物質による排水規制とは異なる考え方で実施される試験であり、生物応答試験そのものの制約や結果の不確実性に対応する知見の蓄積が必要である。また、試験に要する費用は現時点では高額であり、事業者にかかる負担にも十分配慮する必要がある。

このように、生物応答を用いた排水管理手法の導入については、多くの課題が存在する。また、水質汚濁防止法等の既存の規制体系との整合性も十分考慮する必要がある。

このため、現時点では、本手法を排水管理に適用するか否かは、個々の事業者の自主的な判断に委ねることとし、生物応答を用いた排水管理手法の制度的枠組みとしては、当面、排水中の化学物質による水環境への影響の低減につながる工場内の工程改善を目的とした自主的取組の一環として位置付けることが適当と考えられる。

(参考) 平成 27 年 11 月～1 月 「生物応答を利用した排水管理手法の活用について」への意見等募集

(参考) 平成 28 年 6 月～現在 「生物を用いた水環境の評価・管理手法に関する検討会」の設置・開催
(継続中)

6．平成 28 年 9 月 平成 28 年度パイロット事業への協力事業場募集に係る応募要領における本手法に関する説明

(内容は当時までの「生物を用いた水環境の評価・管理手法に関する検討会」等での議論等を踏まえた暫定的なもの)

1. 背景・経緯

(1) 生物を用いた水環境の評価・管理（改善）手法について

生物を用いた水環境の評価・管理（改善）手法（以下「本手法」という。）は、事業場排水を対して用いた場合、

- ・現行の排水基準には適合する事業場が、自らは予期・認識していなかった排水（に含まれる化学物質）の生態リスクを把握し、その結果を踏まえて排水に含まれる生態毒性を有する化学物質の削減（排水改善）を自主的に行うことを可能とする場合がある
- ・事業者（排水を公共用水域等に排出する事業場を所有する事業者を想定。以下断りのない限り同様。）の自主的な判断により生態毒性を有する排水中化学物質の削減等が行われた場合には、事業場排水の排出先の公共用水域における水生生物の保全に資する場合がある

といった、従来の排水基準を遵守する取組を補完する意義があると考えられる。

また、事業者の経営方針等によっては、本手法の活用により、生物多様性保全等の環境保全の観点から CSR 活動等の一環となる場合もあると考えられる。